

浜田市上下水道事業管理告示第 6 号

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 235 号)第 5 条の規定により、賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示します。

令和 7 年 2 月 7 日

浜田市長 久保田 章 市

1 賦課対象区域

- (1) 浜田市三隅町湊浦 224 番 2

2 賦課対象区域に関する図書の縦覧場所

浜田市上下水道部下水道課